

## 令和5年6月定例会会議録

令和5年豊郷町議会6月定例会は、令和5年6月27日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 塚 尚 憲
2 番	井 上 喜美子
3 番	本 田 清 春
4 番	辻 本 勇
5 番	中 島 政 幸
6 番	村 岸 善 一
7 番	前 田 広 幸
8 番	高 橋 直 子
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	西 澤 清 正
12 番	河 合 勇

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹

産業振興課長 岡村浩孝  
教育次長 西山喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会議務局長 森本智宏  
書記 喜多博紀

5、提案された議案は次のとおり

- 議第51号 豊郷町税条例の一部を改正する条例案  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第52号 豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第56号 豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第57号 豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第58号 令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）  
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第59号 令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第60号 令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第61号 令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 請願第2号 介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第62号 契約の締結につき議決を求めることについて  
（令和5年度工事第2号豊郷小学校旧校舎群修繕工事）  
委員会の閉会中の継続調査申し出について  
（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）  
（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）

河合議長

おはようございます。定刻より少し早いですけれども、開会をいたします。

これより第2回定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時57分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。

お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いをいたします。

また、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いをいたします。

なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

傍聴の方につきましては、静かに傍聴をしてください。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、井上喜美子君、3番、本田清春君を指名いたします。

日程第2、議第51号豊郷町税条例の一部を改正する条例案から日程第3、議第52号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

河合議長

西澤清正委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第51号豊郷町税条例の一部を改正する条例案及び議第52号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案について、去る6月12日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第51号の審議では、新旧対照表の36条の3に、給与所得者は扶養親族申告書が前年と変わりがないとき、それまでのを提出することができるという理

解でよいのか。毎年、今まで提出を求められてきたが、従来どおり提出するのか。47の2においては、これまで当該過納、または誤納に係る税金は当該納税者の未納に係る徴収金に充当するとなっていたが、改正案では、当該未納に関わる徴収金を納付し、または納入することを委託したものとみなすとなっているが、誰が誰に委託したものかとみなすと理解したらええのか。特定小型電動機自転車とはどのようなものというのが表記により文言が変わっていく理由などについて、質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議第52号の審議では、条例改正に伴う町の職員該当はないのかという答弁があったが、該当するところはどういったところか。今まで一般職員が定義されていなかったことを定義を明確化されるということが、今までは定義としてなかったか。また、定義されていることによってどう変わっていくのかなど、今ここにきて定義する必要があるのか等々について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第51号豊郷町税条例の一部を改正する条例案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第52号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 5 2 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。  
議第 5 2 号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 5 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4、議第 5 6 号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から日程第 5、議第 5 7 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 はい、議長。

河合議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 改めまして、おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る 6 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 5 6 号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議第 5 7 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、去る 6 月 1 4 日、委員 6 名全員出席の下、町長、教育長、教育次長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 5 6 号の審議では、職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため、研修ならびに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施するという条文が加わっているが、実施についているかどうかはどこが確認するかなど、質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第 5 7 号の審議では、放課後児童健全育成事業において、開所してから数十年がたつが、これまでの体制状況及び不審者の侵入があった場合、避難経路を確認されていると思うが、現時点でどの危険箇所の把握や実施計画に盛り込む予定はあるのか。子どもたちの食の安全についてはこれから食中毒が起る可能性もあるが、個別におやつ等を置く必要があると考えるが、どうか。業務

継続計画の策定等では職員に対し必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう求めなければならないとなっているが、現場の先生と会議したところ、研修とかに時間を割くのは難しいと話されていた。このことから、この計画が策定された後は実施訓練等がなされると理解したらいいのかなど、質疑されました。

質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、全員賛成で可決といたしました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第56号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第56号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第57号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第57号度豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議第58号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長 議長。

河合議長 中島委員長。

中島予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第58号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)について、去る6月8日、委員12名全員出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

主な審議内容では、社会教育総務費の一般事務費が145万円増加となった理由について。総務費国庫支出金における電気、ガス、食料品価格高騰の支援交付金は、国から町に対していつ頃通知があったのか。社会福祉総務費では、配分先に介護施設は含まれているのか。どういった施設に配分されるのか。農業振興費では、集落営農活性プロジェクト推進事業補助金はどのような事業が対象か。また、対象は字ごとに回ってくるのか。この事業は過去にもあったが、初めての事業か。営農組織数について。商工振興費やクーポン券の委託料について。クーポン券を早く出してほしいという要望を聞くが、可能か。愛里保育園施設費では、備品購入費は何か。教育振興費では、ヘルメットを買った後の体制について。また、規制を定めて徹底するのか。その後は5,000円を助成するという話だったが、同じものを購入するように促すのか。どういった指導方法を考えているのか。また、報償費と報酬費の予算の組替えの理由について。現在の教育支援員は何名か。豊郷小学校管理費で、修繕箇所はどこか。他に修繕予定はあるのか。社会教育総務費では、バックネット、コンクリート部分の修繕状況や予定について。部活動の大会等の交通費が個人負担と聞くが、旅費負担についての考えはあるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上で、予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、予算決算常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第58号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第58号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議第59号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 はい、議長。

河合議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第59号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、去る6月14日の委員6名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第59号の審議では、一般会計繰入金の減額理由について。一般被保険者高額療養費では、確定による減額だと認識するが、令和4年度での申請人数について。介護納付金では、令和4年度と比べて加入者の状況と積立金の金額についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第59号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第59号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議第60号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)から日程第9、議第61号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 議長。

河合議長 西澤委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 それでは、報告いたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第60号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)及び議第61号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)について、去る6月12日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第60号の審議では、原水及び浄水費について。メーター交換委託料の委託先及び新規メーターと交換用メーターそれぞれの数について。これは計画的な交換か。字によって交換箇所が集中しているのか。設置後8年に満たないところや8年以上たっているところで空き家はこれも8年ごとに交換するのか。また、空き家は休止になっているのか。工事負担金では、布設替工事場所について。排水管設備改良費では、水道台帳と固定資産台帳とのひもづけの状況について。物価高騰によって水道料金は今後上がるのかどうかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議第61号の審議では、長期前受戻入において、戻入の仕組みやその額について。その他特別利益では、固定資産除却に伴う特別利益について。管渠費では、マンホールポンプの保守点検業務が緊急対応となっている理由について。災害が起こった場合の対応について国や県からの指導はあるのか。合特法の関

係で新たな業者が変わったとは、合特法は何の関係したのか。今までどのような業者で今までどのように業者が変わったのかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第60号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第60号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第60号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第61号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

議第61号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第61号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、請願第2号介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願を議題といたします。これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 議長。

河合議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第2号介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願について、去る6月14日、委員6名全員出席の下、審議を行いました。

紹介議員から説明の後、請願第2号の審議では、介護給付準備基金を最大限に活用して高過ぎる介護保険料の引下げを実施してくださいとあるが、この最大限と高過ぎるとは具体的に幾らのことを言うのか。負担能力というのが曖昧な表現であることから、どのように考えているのか。豊郷町独自というのは具体的にどのようなことか。滋賀県下で豊郷町が最下位を争っているという根拠と表記について。介護保険料は何歳からかかるのか。介護保険における準備基金というのはどのような性格のものか、など質疑されました。

質疑終了後、賛成討論、反対討論ともにあり、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第2号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員

議長、賛成討論。

河合議長

討論の申し出があります。

これより討論に入ります。まず、本案に対する賛成討論の発言を許します。

鈴木議員

請願第2号介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願に対する賛成討論を行います。

介護保険は、2000年に社会で支える介護を掲げてスタートいたしました。当初から、保険あって介護なしと言われ、第一義的には国が国庫負担を増やし、国民や地方自治体の負担を軽くする責任があることは明白であります。

しかし、国がやらないから地方自治体も何もしないというのは、町民の生活と暮らしを守る最後のとりでとしての責任を放棄することになります。

高齢者の皆さんは、今の平和な社会をつくるために頑張って生きてこられた方々です。国がやらないのなら、地方自治体で知恵と工夫を凝らして、高齢者の方々の負担を少しでも軽くして、高齢者の方々がこの豊郷町でより生きやすい

環境を整備するべきだと考えます。

請願団体の豊郷町の介護保険をよくする会から6月5日、議会に1,325筆の署名が提出をされています。物価が上がり、生活が大変、保険料を下げしてほしい、親が入所したが、親の年金だけでは払いきれず、子どもが協力し合っているなどなど、これらの町民の皆さんの声、願いに応えるために、この請願には賛成といたします。

河合議長 次に、本案に対する反対討論を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、請願、介護保険料の引き下げと利用の補助についての請願の反対討論を行います。

前から言っておりますように、介護保険制度は、介護が必要となった高齢者を社会全体で支える仕組みであります。その仕組みを安定的に運営するには、必要な保険料の算定、適切な給付の計上、基金の確保が必要不可欠だと私は思っております。

しかしながら、第8期において、コロナ禍だったこともあり、給付サービスの利用が減少し、基金の保有もありますが、最大限活用することは、第9期に下げたとしても、第10期に保険料が急騰することも考えられますので、後年度の負担を考慮した上で活用額を決定すべきであると私は考えます。

保険料については、国の基準をベースに現在12段階の細分化を行っております。低所得者に必要な配慮がなされていると私は思っております。

町独自で介護サービス利用料の補助については、原則、介護保険事業特別会計で実施することになります。となると、さらに第1号被保険者の保険料に上乘せする形になります。その財源は、一般会計から繰り入れる場合は本来負担する必要のない方から法定以上の負担を強いることになります。今後、人口減少から第2号被保険者の負担も多くなっていくと見込まれる中、現役世代の負担を付け替えるとなる考えであります。

加えて、第5期、平成26年度には759万3,000円、第6期、27年度には857万5,000円、第6期、平成28年度には300万円の、総額で約2,000万円近くの前借入れを行い、第7期、令和2年度に全額を返済したというところでございます。

こういうことから考えますと、将来を見据えたときにどのようなことが起こるか、国としては今後2045年あたりまで国の平均は介護保険料の平均は9,000円とか7,000円とか8,000円とか言っていますけども、うち

はうちで考えなければならないかと思いますが、そういうようなことを考えた上で、今回、請願の介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願については反対といたします。

以上です。

河合議長 他に討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第2号介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第2号介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願を原案、すなわち請願書であります。ことに賛成の方は起立を願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択となりました。

すいません、もう一度賛成。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。失礼しました。採択することに決定されました。

日程第11、議第62号契約の締結について議決を求めることについて(令和5年度工事第2号豊郷小学校旧校舎群修繕工事)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、議第62号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

令和5年度工事第002号豊郷小学校旧校舎群修繕工事の条件つき一般競争入札を去る令和5年6月15日に執行しましたところ、滋賀県彦根市小泉町78番地21、株式会社伊藤組、代表取締役奥田秀氏が1億3,880万円で落札し、請負契約金額1億5,268万円にて仮契約を結んだところであります。

この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

本田議員 議長。

河合議長 本田君。

本田議員 議第62号契約の締結につき議決を求めることについての質疑を行います。

6月議会では、これまで全員の議員で協議ができる全員協議会ならびに決算常任委員会があり、担当委員会である文教委員会が開催されています。1億5,268万円という高額の工事案件を議会最終日にわざわざ持ってきたのはなぜですか。お答えください。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、本田議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

本工事につきましては、今年度、令和5年度予算で予算化させていただいておりまして、年度内に工事を終わるためには、臨時議会もしくはこのタイミングでないと工期が年度内に収まらないため、今回、提案をさせていただいたものです。

4月になってから入札の手続を始めますと、どうしても議会の初日には間に合わないと、こういう日程の都合がありましたので、今回提案に至ったものです。以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

本田議員 議長。

河合議長 本田君。

本田議員 再質疑を行います。

今のご回答では、私が質問した内容に答えてないと思います。

「議員必携」によりますと、議会の使命は2つ挙げられています。1つは、町行政の具体的政策を最終的に決定すること、2つ目には、執行機関の運営機関の実施が全て適法、適正で、しかも公平公立に、そして、民主的になされているかどうかを判断し、監視することとあります。

この工事案件を最終日に提出されたのでは、全て適法、適正なのか、公平で民主的になされているのか、批判、監視すべく議会を軽視したものと考えますが、いかがですか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、本田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回の入札の手続につきましては、告示を行い、また、入札結果については、それにつきましても告示を行い、全て公開の下で事務を執行させていただいております。それを見ていただけますと全て確認いただけますので、決して議会を

軽視しているわけではございません。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

本田議員 はい。

河合議長 本田君。

本田議員 私が質問したのは、文教民生常任委員会が開催されています。その中でも十分論議できるように、あれは5月の14日だと思いますが、できる内容だったと思います。その内容を提案せずにこの最終日に持ってきたというのはなぜかという問いをしたんです。日程的にもまだ2週間もたっていないんじゃないかなと思うんですが、そのことについての回答がありませんので、再度質問いたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、本田議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

議案の提案、議会に提案させていただけるのは、本会議の場をもってしか行うことができませんので、委員会があるからといってそこでかけるということとはできないので、初日か今日しかないということで、議会のルールをご理解いただきたいと思います。

また、文教民生の常任委員会であるということをおっしゃいましたけれども、これにつきましては、仮に、委員会にかかるとすれば総務産建常任委員会になりますので、そこも誤解のないようによろしくお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

中塚議員 議長。

河合議長 中塚君。

中塚議員 議第62号について1点質問させていただきます。

費用が1億5,000万円ほどという金額的には高額な部類に当たるかと思うんですけども、これの財源についてちょっと、どちらからもらってくるのかとか、財源負担は大きくないのかとか、ちょっとその辺が分かりにくいので教えていただきたいのと、ごめんなさい、もう1点ありました。

県とか国などから補助とかが当たっているかどうか、何か補助があるのかどうかお伺いします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、中塚議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

財源につきましては、一般財源と起債になってきます。

補助につきましても、いろいろ探したんですけれども、合致するものがないと。また、民間といいますか、観光系の補助金等で彦根のツーリズム・ボードとかで国費を取りにいくというのにも手を挙げて、ぜひ乗りたいということで申し上げたりもしておりましたが、それも条件が合わずに取れなかったということで、補助金については頂かないということになります。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

中塚議員 議長。

河合議長 はい、どうぞ。

中塚議員 再質疑させていただきます。

僕自身が、ちょっと豊郷町、生まれたときから来てるわけではなくて、豊郷小学校の印象というのは、ニュースでの、悪いというのもあるんですけど、ちょっと印象的には悪い方の部分が多いんですね。なので、やっぱりこういう大きな工事というものに対してはちょっと丁寧な説明というのは町民に対して、また議員に対しても必要かなと思っております。そのあたり、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、中塚議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回の工事につきましては、金額は確かに大きいですが、工事の内容としましては、先日、本田議員の一般質問でもお答えさせていただいたとおり、雨漏りの修繕であるとか、床がぶかぶかになっているところの修繕であったり、あと、外回りの外溝の壊れたところの修繕というところばかりでございます。特に今までの状況を大きく変えるものは全くありませんでしたので、修繕ということで説明をこういう形にさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。他に質疑ありませんか。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、質疑をさせていただきます。

まず、1点目、前回の豊日中学校の空冷設備の設置のときにも同じような質問をしましたが、落札業者伊藤組は奥田組と同族会社ではないか、そういうのが一緒に入札をして大丈夫かと、そのような質疑をしましたが、今回も同じよ

うな形の入札となっています。4社が参加していきまして、そのうちの2社が奥田工務店、伊藤組となります。

そういう意味では、同族会社ではないかという質疑に対して、大丈夫だという、そのような答弁が前回あったんですけれども、今回も同じ形ですので、それでは、その根拠を示してください。同族会社、つまり、親会社、子会社の関係であるということについて、町としてどのように認識をしておられますか。

2点目です。他にこのような形の親会社、子会社が同時入札に参加する、こういう事例をご存じですか。

そして、何よりも、先ほど同僚議員が質問した中にもありましたけれども、約1億5,000万円の工事、この額は町民にとっては本当に大きな大きな金額です。でも、それを入札が正しい入札ができていない。こういう形になりますと、本当に町民にとっては大きな負債が生じることになりますので、この形をどうして目をつぶって、そして、今回もまたこのようにしたのか、その根拠について説明をしてください。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の同族会社云々に関しましてですけれども、これにつきましては、従来から申し上げておりますとおり、それぞれ別の法人です。別の法人で経審も受けておられますし、全く別やというふうに考えておりますので、問題ないと思っております。

また、仮に何か疑惑を持たれているようでしたら、その2社で入札をしているならまだしも、今回別の会社がもう2社あるのは議員もご承知やと思っておりますので、そのような問題はないと思っております。

また、次、他の親会社、子会社の事例等が把握しているかということですが、これについてもそれぞれ別法人でありますので、その辺の関係については確認をするものではないということで、把握はしておりません。

また、最後、3番目のご質疑ですけれども、ちょっとご質疑の意図を図りかねますので、お答えはちょっとさせていただけないので申し訳ありません。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 私は、前回、そのような同族会社ではないというそういう答弁がありましたの

で、おかしいなと思って、登記簿を調べてみました。すると、そこには伊藤組の代表取締役であります奥田、この方は先ほど町長の答弁であれでしたけど、秀様、秀と書いてサカエ様と読むみたいですね。この方が代表取締役です。この奥田秀様は、奥田工務店の代表取締役でもあります。代表ではないです。取締役の一員でもあります。

ということは、町が入札公告に出しているそういう同じ会社の中の人事とかとか経営に関することに関わる人たちがそこに入るということは駄目だという、そういう案がちゃんと示されています。そういう文書で示されています。

つまり、この奥田秀さんが両方に関わっている。その利益は結局、奥田工務店というところに集約されるという仕組みではないかなと思うんです。

実際に、中学校の空調のときには、奥田組のホームページに、ちゃんとうちが取りました的な表現がありました。ということは、同族会社が同じ入札に参加するということは本当に疑念が生まれても仕方がないと思うんです。

最後に、私が申しあげました3点目は、そういう疑念が払拭されない場合、町としてはどのようなことを対応に取り組まれますか。町民の貴重な財産が、財源がそういう形で使われたらたまったものではありません。

それでは、この入札が、この4社でやったことが法に触れないという根拠をぜひ示していただきたいと思います。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

清水総務課長。

総務課長

それでは、高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

繰り返し申しあげておりますけれども、それぞれ別の法人ですので、その役員がどうなっているか、そこのお金の流れがどうなっているかというのにつきましては、完全に別の法人ですから、それについて、こちらがとやかく言うことではないというのはご理解いただけたらと思います。

また、それぞれの法人は別々の技術者なりを雇用されておられますので、その辺も一般にご理解をいただけたらと思います。

また、疑念がある、疑念があるとおっしゃいますが、先ほども申しあげましたとおり、その2社だけで入札を行っているわけではなく、条件つき一般競争入札ということで、条件に合致すれば誰でも入札に参加してくださいというような形で入札公告をさせていただき、それで4社が手を挙げられております。なので、そういう疑念を抱かれる方がこちらとしても心外でございます。

また、疑念がないというか、ないことを証明しろというようなご質疑でしたけ

れども、ないことを証明することはできない。そもそもが不可能なことで、悪魔の証明と言われるようなものでございますので、こちらにつきましても証明はできません。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。質疑は簡潔に。

高橋議員 それでは、先ほど述べました、奥田工務店のホームページにこのように、伊藤組が取ったはずなのに奥田組の仕事として載っていたということも事実ですので、このように落札した業者が、やっぱり落札業者が大丈夫かと、このように疑念が湧くのは当たり前ではないでしょうか。

そして、別人格、別法人という、何となく、ああそうなんかなとごまかされそのような表現をされますが、実際に登記簿を見ますと、伊藤組の代表取締役、そして、奥田工務店の取締役としてちゃんと載っています。

ということは、町が入札の公告で示している、先ほど申した人事とか権限に関することに関わる人が、同じ人がそこにいるのはよくないというそういうところに触れるんじゃないかということ再度聞かせてください。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再々ご質疑にお答えをさせていただきます。

ホームページに掲載されているというようなことですがけれども、それについては私も確認しておりませんので、どういう載り方をしているか分かりませんが、仮に、下請けでも工事の一部を請け負われたんなら、やりましたと実績に載せたいというのは、企業としては企業の宣伝も兼ねて載せておられるのはあり得るのではないかと。

また、あと、役員等で同じ人がということですがけれども、今回につきましてはそういうことがありましたけれども、議員先ほどおっしゃったように、登記簿を取られているなら、別の登記簿やったと思います。1枚の登記簿に書いているならそれはあれですがけれども、別々の登記簿取れているということは別の法人やということで、別に決してごまかしているとかいうわけはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木君。

鈴木議員 それでは、議第62号契約の締結につき議決を求めるについて、質疑をさせていただきます。

この修繕工事は、今年度の当初予算の主要施策の概要にもう掲載をされていたものです。そういう点でいえば、当初から主要施策として計画をされていたわけですから、もっと計画が早くから進んでいたんじゃないかと思うんです。

先ほど、6月19日に入札をされて、4月から準備を始めたので今になったというような概要、そういうお答えやったんですが、やはり、経験から言えば、予算を上げて、それしたら自分から準備をされるんじゃないかと思うんですが、いつ頃からどのように計画されて今になったのか。ちょっとその辺の詳しく経過を、説明を一つお願いをしたい。

2点目は、逆に言うと、なぜ今でないといけないのかということについてお尋ねをしたいと思います。

中学校の空調工事約4,000万円即決でした。これの理由は、長期休みに工事をしたいという説明だったと思いますが、それはそれで合理的な理由があると思うんですが、逆に言えば、この工事は、この時期にやらなければならないという特定の理由がないですね。先ほどの説明で言えば、工期の関係があって言いましたということであれば、この1年間の、先ほど丁寧な説明をというお話もありましたけど、どれぐらいの時期にどれをしていくのか、せめてそういう計画とか仕様書とか、そういうのはやっぱり提出をお願いできないのか。それか、説明をお願いしたいと思うんです。

最後に、気になっていたんですけど、この雨漏りが今も課長の答弁にもありましたし、ここにもあるんですが、この雨漏りというのはいつ頃から始まっていたのでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、工事の経過につきましては、今年度当初予算ですけれども、まず、設計につきましては、昨年度、令和4年度に設計をしておりましたので、令和4年度中から工事の計画はしておりました。それで、設計をさせていただいて、それで額が出ましたので、令和5年度の当初予算に間に合ったというようなことになりますので、計画そのものは4年度から思っておりました。

それで、今年度につきまして、今年度、工事の経過ですけれども、4月26日に審査会にかけまして、翌27日には入札の公告を役場の前の掲示板とホーム

ページと、あとは業界紙の方に新聞に載せていただきまして、させていただきました。

ただし、そこからはゴールデンウィークがかんできますので、それなりの期間が要ります。それと、指名競争入札の場合は指名で行いますけれども、一般競争入札のときは、まず、工事に参加の希望で手を挙げていただいて、それが適格かどうかの審査をして、それでという手続が1つ増えますので、その分普通の指名競争入札よりは時間が必要になるということで、どうしてもこの6月の当初初日に間に合わすことができなかつたというようなことが実情でございます。

また、なぜ今なのかということですが、これにつきましては、工期につきましては、今の時点で、令和6年3月25日までの工期を切っております。これを逃しますと、また次の9月議会、もしくはそれまでに臨時議会等をお願いせなかんということになってきますが、今の昨今のいろいろな資材不足、また、それから遅れれば遅れるほど全ての材料代等も値上がりもしていきますことから、なるべく早い時期に入札をさせていただき、また、契約を締結させていただきたいというようなことで、今、させていただいたものです。

また、設計をした段階から、時間を経れば経るほど値段、資材等が高騰していきますので、設計した額では落札がされない恐れがありますので、設計完了からなるべく期間を置かずにやっていきたいということでございます。

また、最後に、雨漏りにつきましてはいつ頃からかということでしたけれども、記録が残ってないので定かなことは分かりませんが、数年前から既に起こっていたというのは私も実際現場で確認をしております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

鈴木議員 はい、議長。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 今答えがあったとおり、令和4年度から事業計画をしてきたわけですから、もう少し早くできなかったのかなという思いがあるということだけを申し上げておきます。

もう1つは、工事費だけで1億5,000万なんですけど、工事費だけは1億3,800万ぐらいでしたか、だと思ふんですが、その仕様書の中身を説明をお願いしたいと思ふんですね。

例えば、これによりますと、主要施策の概要では、防水工事、外壁の洗浄、廊下の補修等々周辺整備を行うとなっているんです。当然、入札されたときにそれぞれの各工事についての仕様書、これが幾らというのを示されていると思いま

すので、概要で結構ですから、例えば、防水工事が幾ら、廊下が工事が幾らというのを説明お願いしたいというのが1つ。

それから、雨漏りをお聞きしたのは数年前からだとおっしゃいましたね。あれは大規模改修しているわけですよ、上は。保証期間が10年ぐらいあると思うんですね。今、十四、五年だと思っんです、確か大規模改修して。数年前からだとすると、もう保証期間ぎりぎりあったんじゃないかと思っんですよ。今、十四、五年ですから、数年前からだと10年ぎりぎり。やっぱその辺はきちっと精査を、数年前からだとすると保証期間でいけるんじゃないかというふうに思っんですが、その点はどうだったのか。

もう1点、最後、財源構成ですが、先ほどのお話だと、一般と、それから起債で賄うって、今のところ、国の補助金が入ってこないという説明だったと思っんですが、そうすると、丸々これ町民の負担になるわけですよ。丸々。もう一度それ確認したいんですが、私は何かの基金も使うのかと思っんですが、基金も使われないということですから、1億5,000万円丸々、起債も含めてですけど、町民負担ということで理解をしていいのかどうか説明をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

工事の概要につきましては、簡単ではございますが、一番大きいものにつきましてはやはり防水工事で、防水工事だけで約5,900万円ほどかかります。また、それから、次に大きいのは機械設備でございまして、中にあります空調、エアコンですね。エアコンも14、5年たっておりますことから、壊れてきたり、もう利きが悪くなったりということいろいろ中に事務所おられる方たちからも聞いておりますので、この際、一括して取り換えるということで、これが約4,400万円。それから、全部で空調につきましては83基ありますので、今でも。なので、それを1個ずつ取り換えると、1個ずつというか、全て取り換えるとそういうことになってきます。また、1階の廊下にあります排煙窓、万一火事が起こったときに自動的に窓が開いたり、煙を外に出す。あれも全部で72か所ありまして、それだけで400万円。それから、床の貼替えにつきましては、これは量が少ないので少しですけれども、約120万円ぐらい。あと、また外壁の洗浄が約3,500平米ほどありまして、これが400万円。それから、足場等のシートですね。これが全部すると4,500平米ぐらいあります。これだけで1,000万円かかります。

全て単価としてはすごく安く、1平米当たり1,000円とか3,000円と

か、そういう単価ですけれども、なんせ建物の規模が大きいので、掛け算しますとこういう額になってきてしまうということで、大分こちらとしても悩んだところですが、そういうことになりました。

また、雨漏りの保証期間のことですけれども、この雨漏りにつきましては、もう既に何度か手直しをしてもらっています。手直しをしてもらっているんですけども、やはり、全面的にめくってみんことにはもうどこが漏れているか分からないような状態と。補修したら補修したところの外側を回って下まで抜けてくるような状況がありますので、当然のことながら、保証期間中に工事も手直しというか、修繕していただいているんですけども、今回、全面的にやって漏れないようにしたいというようなことをございます。

あと、最後の町民の負担につきましては、議員おっしゃるとおり、町民の負担で、基金につきましては、旧校舎の維持基金もございますので、そこから一部は入ってこようかと思っております。これにつきましては、ふるさと納税等でご寄附いただいた分がそこに基金に入っておりますけれども、いずれにしましても、総額の中で言うとわずかな部分になってきますので、残りは一般財源と起債というようなことをございます。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 はい。

鈴木議員 1点はお願いですが、非常に広大な敷地というか、平米になるということで、仕様書の提示をお願いできないかと。終わってからで結構なんです。今、説明のあったやつを。これはお願いできないかという点。

2つ目は、財源構成ですが、ほぼ、ほぼというか、町民負担になるということが分かりましたが、であるならば、私は思うんですが、今、旧豊小群というのは今いろんな映画のロケに使われているとか、それから、アニメの聖地だとかということで、どちらかといえば、町外の方に使われているんですよ。町外の方に。やはりそれだけの町民負担をお願いするのであれば、やっぱり町民の方がもっと利用しやすい、豊郷町の経済が活性化していく、観光が活性化していく、そういうことも企画をしなければ、単に修繕をするということだけでは駄目なんじゃないかと思うんですが、私は今後、町民がもっと利用しやすい、そして、豊郷の活性化につながるようなこの豊小群の利用の仕方を検討すべきだと思いますが、その点、お考えがあるのかどうか、説明をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

建物の維持管理費につきましては、もうこの建物を残す議論があった当時から、残ったら維持費がかかるということは分かっておりましたので、やはり十数年たっているんなところが傷んできたので直すということは必要であると思います。また、そのときに残すようになりまして、町民の皆さんもそういうご理解をいただいているというふうに思っております。

また、観光客が多いということも当然承知しておりますが、その中には町立図書館が入っていますし、また、子育て支援センター、それから、各種事務所、老人会やらシルバー人材センターなどの事務所が入っております。現在でも観光客はそれなりに来ておりますが、やはり一番たくさん使っているのは町民の皆さんやということでご理解をお願いしたいと思います。

また、今後につきましてはですけども、今後につきましては、議員おっしゃるとおり、今の形のままだいいのか、はたまた、2階等を直しつつ、直すというか、手を入れて違うことに使うのか、一定の方向を出していくべきではないかというふうには庁舎内でもいろいろ検討はしておりますが、まずは、答えが出るには時間がかかるであろうというふうに思っております。なかなか、ご承知のとおり、あそこの建物につきましては裁判の和解の関係でいろいろな制約がかかっておりまして、改修するにもしづらい面がございます。なので、こういうふうに使いたいと思っても、そこに引きずられてできないということも出てきます。なので、今後、ちょっと時間がかかりますので、検討はしていきますけれども、時間がかかるということですので、取りあえず、今の段階では修繕をさせていただくというようなことをご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第62号の討論に入ります。討論ありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、議第62号契約の締結につき議決を求めることについて（豊郷小学

校旧校舎群修繕工事)の議案につきまして、反対討論を始めます。

まず、第1点は、議会、町民無視で進められているということです。

2点目は、私は、修繕をと提案しました。だからこそ、思うのです。その立場から、工事をするなどは言っていない。しかし、皆さん、先ほどの皆さんから疑問も質問もありましたけれども、こういうことが議会で取り上げられるチャンスがくれなかったのは伊藤町政ではないでしょうか。

続きまして、4月の町長選後、再選した伊藤町政は、2件の大型工事を入札しています。1点は、5月12日、豊日中学校空調設備の改修です。2つは、6月15日、この案件です。旧豊郷小学校群修繕工事。合計で約3億5,000万円です。しかし、この入札参加業者の株式会社奥田工務店と株式会社伊藤組は、同族会社です。親会社が株式会社奥田工務店、子会社が株式会社伊藤組です。町の入札公告にある、入札参加資格の建設業者が代表権を有する役員が当該落札業者の役員も兼ねていることは、同一入札に入ってはならないとする会社法の施行規則などから明らかです。

よって、法に照らせば、この入札は無効であり、伊藤町政が町の入札公告や会社法に違反して入札を執行し、契約議案を出してきたことは、町民に対する背信行為で、認めることはできません。

よって、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一君。

西澤博一議員 議第62号契約の締結につき議決を求めることについてですけれども、今、同僚議員の数名の方々がきめ細かく質疑されました。その点について、執行部側からも丁寧に説明したと私は思っています。

その意味から考えまして、今回の締結については妥当だと思いますので、私はそれに対して賛成といたします。

河合議長 他に討論ありませんか。

中塚議員 議長。

河合議長 中塚君。

中塚議員 議第62号について、賛成討論させていただきます。

今、反対討論をお伺いして感じたことなんですけど、結局、この本会議場で質疑の場が設けられていますので、議員としてはその権利を有しています。なので、そこで詳しく説明を聞いて納得できれば賛成すればいいかなというような、僕は認識です。

今回、内容としても、手を加えるとかではなくて、改善という部分において、すごく印象は悪くはありませんので、特に反対するところではないかと、金額的にはありますけれども、と思っておりますので、その点だけ話させていただきました。賛成討論とさせていただきます。

河合議長 他に討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第62号を採決いたします。

議第62号契約の締結につき議決を求めるについて（令和5年度工事第2号豊郷小学校旧校舎群修繕工事）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第62号は原案どおり可決されました。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について。総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について。文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉、保健対策、委員会研修等について。予算決算常任委員会は、予算決算ならびに委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出をされました全議案を議了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。これにて、令和5年6月第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時15分 閉会）